

大泉町と高崎健康福祉大学との包括連携協定

大泉町（以下「甲」という。）と高崎健康福祉大学（以下「乙」という。）は、健康福祉、保健医療、教育、農業等の分野において連携協力し、もって相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事業）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を実現するために、次にあげる事項について連携協力を進めるものとする。

- (1) 健康、福祉、医療、教育、農業の推進に関する事項
- (2) 子どもの健全育成の推進に関する事項
- (3) 学術、文化、芸術、スポーツの振興に関する事項
- (4) 人権の擁護の推進に関する事項
- (5) 国際交流・多文化協働の推進に関する事項
- (6) 社会教育の推進に関する事項
- (7) 地域産業の振興に関する事項
- (8) まちづくりにおける共同研究に関する事項
- (9) 人材の育成に関する事項
- (10) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に掲げる連携事項の具体的な実施事項については、両者が協議の上、別に定めるものとする。

（地域貢献活動のPR）

第3条 甲は乙の地域貢献活動のPRを支援すること。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報（以下「秘密情報」という。）について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、それぞれ秘密を保持する。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。

- (1) 開示の時点で、公知であった情報。
- (2) 開示の時点で、情報受領者が既に取得していた情報。
- (3) 開示後に、情報受領者の責によらない事由で、公知となった情報。
- (4) 開示後に、第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
- (5) 国又は地方公共団体から、法令に基づいて開示を要求された情報。

2 甲及び乙は、秘密情報を情報開示者の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。

（免責）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携として情報を提供した事項に関し生じた問題等については、その責を負わないものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から発行し1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がない場合は、当該期間の満了の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

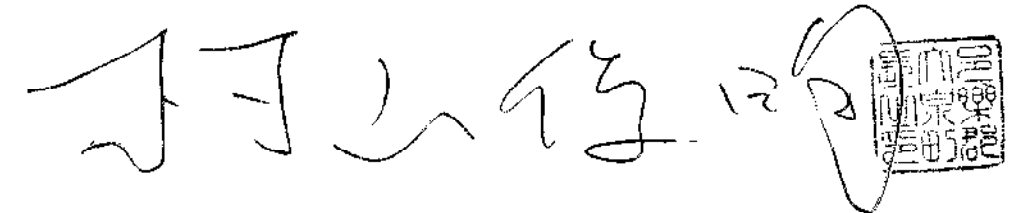
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、両者が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年6月29日

甲 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

大泉町長



乙 群馬県高崎市中大類町37番1号

高崎健康福祉大学 学長

